

## 千葉県西部防災センター指定管理者審査基準

### 【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3	事業計画書 2 管理運営の基本方針
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3	
		社会的弱者へ配慮されているか	3	
個人情報の取扱は適正か	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	3	

(計18)

### 【一般項目の審査】

- ・満点が3点、5点、10点の各項目について、それぞれ2点、3点、5点を標準とし、優れたものについては加点し、劣るものについては減点する。(最低点数は各項目とも1点とする。)
- ・ただし、「県が想定した参考金額をどの程度下回っているか」の採点方法は以下のとおりとする。  
応募団体の中で、県委託料の5年間の計が、県の参考金額と比較して1番低い団体を10点、2番目に低い団体を8点、3番目を6点、4番目を4点、5番目を2点、それ以降の団体は1点とする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させ、県内全域の防災力向上を図るものであるか。 (指定手続条例第3条第2号)	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	3	事業計画書 3 施設の管理運営	
		利用者数増加及び県内全域からの利用促進の取組内容は適切か。	10		
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	5		
	サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	利用者のサービスの向上のための取組内容は適切か(苦情や要望への対応を含む)	3		43
		全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか	3		
		自主事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか。	3		
	防災啓発事業の具体的な手法及び期待される効果	自助・共助の取組を促進する防災啓発の取組内容は効果的か	10		20
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設管理、安全管理は適切か	3		
		維持管理は効率的に計画されているか	3		
	管理に係る経費の削減効果及び実現の可能性	県が想定した参考金額をどの程度下回っているか	10		
運営経費の削減を含む維持管理の効率化の内容は必要なサービス提供と比較して適切か		10			
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	3	事業計画書 4 管理運営実施計画 5 職員配置計画 6 財務状況 7 類似施設運営実績 ・財務諸表 ・事業報告書 ・定款等 ・登記事項証明書など	
		収支計画の実現可能性はあるか	3		
		販売費及び一般管理費の額は適正か	3		
	安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か	3		27
		職員採用、確保の方策は適切か	3		
		職員の指導育成、研修体制は十分か	3		
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か	3		3
		金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3		
類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	3	3		
その他	大規模災害発生時における備蓄物資搬送基地運営や東葛飾広域災害ボランティアセンターの補助的業務等	大規模災害発生時において、県の災害対応の初動体制が確立するまでの間、閉館時の開錠、建物の管理等、円滑に準備業務を遂行し、また体制確立後も補助的業務を遂行できるか。	10	事業計画書 5 職員配置計画 (5) など	

(計100)

## グループ応募に係る団体審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか	10	グループ（共同体）応募届 グループ（共同体）構成団体業務分担表 グループ（共同体）協定書
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか	10	
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか	10	
		構成団体の人員配置は妥当であるか	10	
		各団体の経費配分は妥当であるか	10	

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

### 【団体審査にあたっての目安】

〔基本的な考え方〕

○応募者間競争ではなく、グループ応募の適格性を判断する。（＝絶対評価）

○適格ラインは7点（総合35点以上：審査内容5項目）を基点とし、以下の考え方で加減を行う。

	適格性		評価の考え方
	説明理由	疑義	
10点	十分ある	なし	適格性を判断する着眼点（「グループ（共同体）応募届」、「グループ（共同体）構成団体業務分担表」の記載上の留意事項（※印））全てに関し、十分な理由が説明されており、かつ適格性に疑義が認められる事項が何らない。
7点	ある	なし	適格性を判断する着眼点全てについてではないものの、概ね適格性を説明できる理由があり、かつ適格性に疑義が認められる事項が何らない。
5点	ある	あり 是正余地あり	適格性を判断する着眼点全てについてではないものの、概ね適格性を説明できる理由がある。疑義はあるが軽微であり、本審査におけるヒアリング時等に是正が可能と思慮されるもの。 (是正に応じない場合は本調査での減点対象) 例) 協定書の役割分担＝業務量割合と申請書の人員配置割合の若干の不整合
0点	なし	あり 是正余地なし	適格性を説明できる理由がなく、是正不可能と思慮される疑義があるもの。 例) グループ応募に至る双方の合意プロセスがはっきりせず、組織の総意として双方に指定管理者を誠実に努める意思が確認できないもの

※審査を行う5項目はいずれも必要な視点であり、1項目でも5点未満があれば欠格とする。

※審査を行う5項目のうち、例えば1項目で5点があっても、他項目における高得点でフォローでき、総合的に適格理由が確保できれば可とする。 ⇒ 総合35点以上